

意見等の内容と町教育委員会の方針

整理 No.	提出者 No.	基本方針(素案)のページ	施策	意見・提案の内容	対応
1	1		全体	<p>傷ましい事件が続き大人として考えても、考えても答えが見つからずに居ります。「柴田町いじめ防止基本方針」を拝見いたしました。</p> <p>提言ではありません、拙い感想としてお読みください。</p> <p>冒頭、子どもたちの「道徳教育や体験学習を勧める」などについては共感しながら読み進みましたが、余りに細かな進め方対処の仕方が書かれていておどろきました。</p> <p>私は専門家ではありません。でも目的達成のための手段があまりに細かく書かれていると手段が目的のようになってしまわないでしょうか。</p> <p>指示を受けて正確にこなす先生より子どもたちの中に入り、感じ考える先生であっていただきたいと思っています。</p> <p>最近ですが県の「青少年問題対策協議会」委員を頼まれました、何も分からずに参加してしまいましたが、会議の度に同じことを感じます。</p> <p>親も教師も地域もそれぞれに自分で感じ、考え、悩み、話し合いそれぞれに育っていかなければいけないと思います。</p>	<p>ご意見拝見させていただきました。地域と学校が一体となり物事を考えていく社会実現に努めていきます。</p>
2	2	6	2-(1)柴田町いじめ防止基本方針の策定	<p>「町基本方針」の策定・実施はいつごろになるのでしょうか。</p>	<p>平成27年3月策定の方針です。</p>
3	2	7	2-(3)町教育委員会の付属機関の設置	<p>「……学校からいじめの報告を受け……」は、学校自体が隠蔽体質に陥ることのないよう学校評価、管理職評価、教員評価にあたっては十分配慮等お願いしたい。</p>	<p>学校からのいじめに対する報告については、いじめ防止の重要性を最優先とした考えを踏まえ、定期的な報告を義務付けます。</p>

整理 No.	提出者 No.	基本方針(素案)のページ	施策	意見・提案の内容	対応
4	2	8	2-(4)町が実施すべき施策	町は、児童生徒が目に触れる所、教室・廊下・玄関・図書室・保健室等に『いじめ防止』や『救援110番』等、公的民間を問わずパンフレット等を常備し、「一人でない」ことを財政面で支援していただきたい。	ご指摘の通りと存じます。今後とも子供たちの側に立ったケアを意識して事業を進めていきます。
5	2	8	同上	「インターネットいじめ」対策には、メディアリテラシー教育を充実させて下さい。そのための人的財政的支援を町にお願いしたい。	インターネットなどの普及に伴い、ネットに関する加害行為は増加していく傾向にあります。国・県など広域的な協力支援体制をいただきながら、抑止対策を講じていきます。
6	2	9	同上	先生方が地域を知り地域の人たちと知り合いになれるよう、先生方の「地域化」をお願いしたいと思います。家庭や地域の応援をもらいながら子どもたちを見守っていけるとと思います。そのためには、1年1回は「地域」を取り入れた授業をするよう、カリキュラムの改善をお願いします。	様々な形で地域と関わりを持ち、地域社会とのつながりの中でいじめを防止していくことが重要と考えます。地域の方々のお手伝いをいただきながら学校運営を進めていきます。
7	2	11	2-(5)町教育委員会が実施すべき施策	学校の体質的欠陥として、隠蔽・非報告等の事案がこれまで数限りなく発生し、その度に社会から痛烈に批判されてきました。しかし後を絶たないのが現実です。その根本問題は、管理職を含めた『ガッコウ村』の存在です。閉鎖症。保身症。無批判性。透明性と公開性を打ち出さなければなりません。先生方から勤務の実態や要望等率直に話を聞いてもらうことが最も基本にあると思います。	教育現場の声に耳を傾けるのは、当然必要なものと考えます。連絡協議会の設置など様々な意見を傾聴する機会を設けていきます。
8	2	12	同上	学校評価や教員評価にあたっては、いじめ有無や成功事例だけで評価するのではなく、児童生徒保護者と学校や担任の関係、対応、誠意、努力そして経過中も含めて、校長や教員が安心出来る職場環境にしていきたい。	学校評価や教員評価については、特定内容により評価しているものではありません。今後とも総合的に評価をしていきます。

整理 No.	提出者 No.	基本方針(素案)のページ	施策	意見・提案の内容	対応
9	2	13	3 学校が実施すべき施策	「校長の強力的なリーダーシップ」は、理念や理想の段階で発揮していただきたい。具体では担任教師の思いや工夫・力量等十分に尊重して頂きたい。くれぐれも校長の保身の為に担任教師が犠牲を強いられない様にして下さい。	学校もいじめに対する基本方針を策定し、積極的に事業を進めるよう準備しております。実施に当たっては全教員一丸となって事業を進めます。
10	2	16	3-(3)学校における防止等に関する措置	「いじめ防止」には、当面と根本という2つを念頭においていただきたい。「当面」は、パンフレットの学校常備、啓発イベント・道徳・特別活動での授業。「根本」は中高生5割以上の自己肯定感の欠如・8割以上の精神的肉体的疲れへの取り組み。小学生でも入学前から「じぶんはさんすうができないだめなこ」と思う子どもがいるそうです。何の為に勉強するか、時間と実践を重ねて、生きる意味と活力を養っていただきたい。	パンフレットの常備は必須と考えます。子供たちの勉学意識の欠如を救済するべく、学び支援などの事業を積極的に進めます。
11	2	19	4-(1)町教育委員会又は学校による調査	「重大事態に係る調査の為の組織」の弁護士等の選任はどの様にしてい頃体制が整うのか教えて下さい。	重大事態に係る調査のための組織は、専門的知識を有する者で、利害関係を有する者でない者など、公平性・中立性を尊重して選定します。次年度の早い時期に議会に提案していきます。
12	2	19	同上	「教育委員会に設置される附属機関」の組織は人選と発足はいつになるのでしょうか。	重大事態に係る調査のための組織と同組織と考えます。